

第 1 回
別海町自治基本条例
職員研究プロジェクトチーム会議
議 案



日 時：平成 22 年 8 月 6 日（金）
午後 4 時 30 分から
場 所：101・102 号会議室

《会議次第》

1 開 会 総合政策課長

2 挨 拶 総務部長

3 議 題

（１）別海町自治基本条例（仮称）の制定について	・ ・ ・ ・ ・	1
1）自治基本条例とは	・ ・ ・ ・ ・	1
2）条例制定の意義（なぜこの条例が必要なのか）	・ ・ ・ ・ ・	2
3）策定体制について	・ ・ ・ ・ ・	2
4）各組織の構成と役割	・ ・ ・ ・ ・	2
5）スケジュールについて	・ ・ ・ ・ ・	7
6）職員研究プロジェクトチームのスケジュールについて	・ ・ ・ ・ ・	7
（２）会議時間について	・ ・ ・ ・ ・	10
（３）チーム分けについて	・ ・ ・ ・ ・	10
（４）役員の選出について	・ ・ ・ ・ ・	10

4 その他

5 閉 会 総合政策課長

（１）別海町自治基本条例（仮称）の制定について

今般、本年度の行政執行方針の中で示されている、別海町にふさわしい「町政運営の基本原則」や「自治推進のための基本理念」を定める「別海町自治基本条例」（仮称）について、制定に向けた取り組みを進めます。

（背景）

地方分権改革の推進により、国から地方へ権限や財源の移譲が進む中、「自己決定」「自己責任」に基づいた自治体運営が求められています。

また、昨年の政権交代による「地域のことは地域で決める」地域主権の確立に向け、自治体の裁量や自由度が増すことになることから、町民の皆様方の意思に基づいた自らの判断と責任による行政運営を進めるため、住民自治の拡充を図り、住人の意思を十分に反映させるための仕組みづくりが求められています。

自治基本条例を制定する事により、

別海町は平成２０年度に策定した「**第６次別海町総合計画**」の第６章「**参画と協働でつくるまち**」にある、町民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、住民参加のまちづくりを目指します。

また、各種計画の策定における委員の一般公募やパブリックコメントの導入など、町民の皆様方の政策形成過程への参画、広報紙やホームページのほか広報・広聴活動の充実、情報公開の推進により、今まで以上に参画・協働に向けた町民と行政の情報共有を推進します。

さらに、市民活動の中核となる中間支援センターの設置検討をはじめ、まちづくりに関する人材の育成や多様な住民団体、ボランティア、NP0 活動との連携・強化に努め、**これらの実現を図るものです。**

1) 自治基本条例とは

- ・ 地方分権社会にふさわしい「**自治推進のための基本理念**」および「**町政運営の基本原則**」を町民の視点から定めた条例です。
- ・ 地方自治法などに定める地方自治制度を基本に、町の特性を活かし、町民の参加と協働による別海町づくりを推進するための制度や町民との関係などを町政運営ルールとして定め、それを一覧できる条例です。

2) 条例制定の意義(なぜこの条例が必要なのか)

町民が生き生きと暮らし、活動できるまちの実現を図るためには、町民自治の推進・拡大が必要であります。

そのためには、より多くの町民の視点から町政運営が行われると共に、町政運営の透明化を図ることが出来るよう、「参加、協働、情報の共有などの仕組みづくり」と、情報公開、個人情報保護、計画的町政運営、財政運営、組織編制、行政評価など「町政運営の基本原則」を規定する事によって、地方分権社会における別海町の自己決定・自己評価を明確化することが出来ます。

また、制定後は町の最高規範に位置づけし、条例の見直し等の規定を持つことから、町民が守り育てていくことが大切です。

3) 策定体制について

『町民』『庁内』『議会』がそれぞれ連絡・調整を図り、一体となった取り組みを進めます。

また、策定段階からの『情報公開』と『町民参画』を行います。

※策定体制図については、P 3 を参照。

4) 各組織の構成と役割

(1) 庁内検討会議

【構成員】

副町長、教育長、総務部長、福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、教育部長、会計管理者、病院事務長、農業委員会事務局長、議会事務局長、監査委員事務局長

※議長は副町長がつとめ、副町長不在の場合は、教育長が議長を代理する。

(2) 職員研究プロジェクトチーム

【設置要綱 P 4】

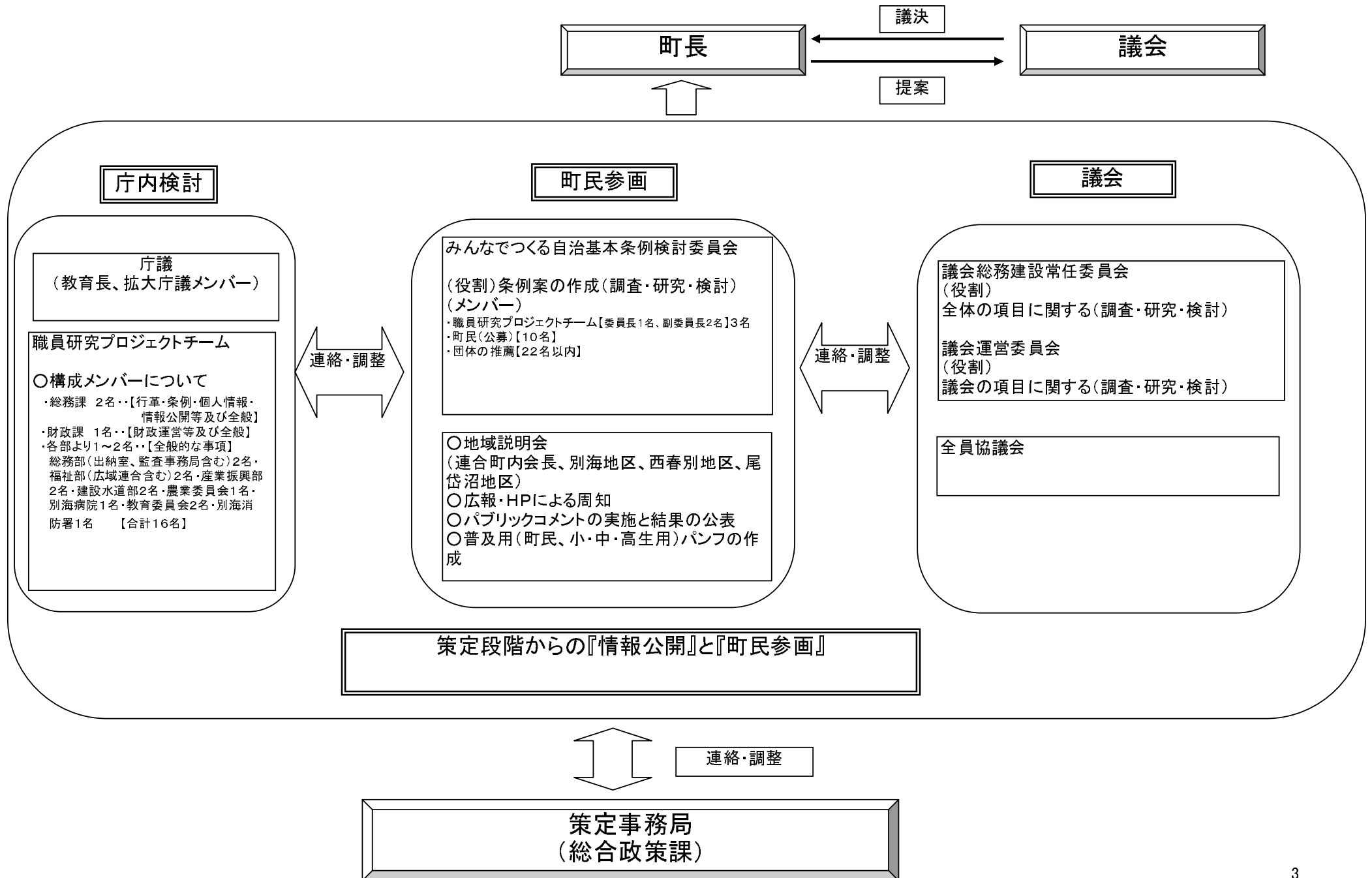
(3) みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【設置要綱 P 5】

(4) 別海町議会

別海町自治基本条例策定体制

(総合政策課企画振興担当作成)



別海町自治基本条例職員研究プロジェクトチーム設置要綱

（設 置）

第1条 「別海町自治基本条例（仮称）」について検討するため、別海町自治基本条例職員研究プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

（事務所掌）

第2条 プロジェクトチームは、「別海町自治基本条例（仮称）」制定に向け、その目的や条例に盛り込むべき内容及び関連する個別事項等について、調査研究及び検討を行う。

（組織及び任務）

第3条 プロジェクトチームは、次の委員を置き組織する。

（1）総務課 2名・・・【行革・条例・個人情報・情報公開等及び全般】

（2）財政課 1名・・・【財政運営等及び全般】

（3）各部より 1～2名程度・・・【全般的な事項】

・総務部（出納室、監査事務局含む）2名・福祉部（広域連合含む）2名・産業振興部2名・建設水道部2名・農業委員会1名・別海病院1名・教育委員会2名・別海消防署1名

（委員長及び副委員長）

第4条 プロジェクトチームに次の役員を置く。

（1）委員長 1名・・・【会議の進行を総括的に進める】

（2）副委員長 2名・・・【委員長の代理として委員長を補佐する】

（会 議）

第5条 プロジェクトチームの会議は、委員長が招集する。

（1）プロジェクトチームの会議には、必要に応じて委員以外のものを出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（事 務 局）

第6条 プロジェクトチームの事務局は総務部総合政策課に置く。

（任 期）

第7条 プロジェクトチームの任期は、「別海町自治基本条例（仮称）」施行の日までとする。

（そ の 他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月15日から施行する。

（設 置）

第1条 別海町における自治の基本的なあり方を表し、町民と行政との協働、町民の行政への参加の仕組み等の規範となる基本条例「別海町自治基本条例（仮称）」（以下「自治基本条例」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、自治基本条例に関する事項について調査及び研究し、自治基本条例の策定の意義、目的、盛り込むべき内容等について検討を行い町長に対して提言するものとする。

（組 織 等）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- （1）公募により応募があった町民のうち、町長が委嘱した者 10名
- （2）別海町自治基本条例職員研究プロジェクトチームに所属する町職員 3名
- （3）町内の各種団体の推薦を受けた者 22名以内とする。

2 委員の任期は、前条の規定による提言のすべてを町長に提出する日までとする。

3 任期中に委員の変更があった場合は、新委員の任期は前任委員の残任期間とする。

（委員報酬）

第4条 委員の報酬は無償とする。ただし、前条第1項第1号及び第3号に該当する委員については、証人等の実費弁償に関する条例（平成3年別海町条例第21号）に基づき実費弁償を支給する。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会 議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって会議を行うものとする。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 委員会は、原則公開で行うものとする。ただし、決定により一部非公開とすることができる。

5 委員会の記録は、公開するものとする。ただし、決定により一部非公開とすることができる。

（部 会）

第7条 委員長は、特別の事項について検討等を行わせるため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうち委員長が指名した者（以下「部会員」という。）で組織する。

- 3 部会には、部会長を置くことができる。
- 4 部会長は、部会員の互選により定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務部総合政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成22年7月30日から施行する。
- 2 この要綱は、第3条第2項に規定する日にその効力を失う。

5) スケジュールについて

平成 23 年 3 月議会での議決を目標とし、平成 23 年 4 月からの施行とします。

※スケジュールについては、P 8 を参照。

6) 職員研究プロジェクトチームのスケジュールについて

※スケジュールについては、P 9 を参照。

別海町自治基本条例全体スケジュール

		項目	事務局	職員プロジェクトチーム	みんなでつくる自治基本条例検討委員会	庁内(拡大庁議)	総務建設常任委員会	議会(議運)	町民	パブコメ
6月	上旬	策定体制などの詳細検討								
	中旬									
	下旬									
7月	上旬	組織の設置と周知				策定について説明				
	中旬			募集締切 7/30						
	下旬				設置要綱決定					
8月	上旬	たたき台(素案)の作成	職員Pと事務局で素案作成	発足	公募・入選			検討	広報・HPにて策定スタート周知	
	中旬							(議会に関する内容について検討)		
	下旬				メンバー決定					
9月	上旬				発足・検討	協議			広報・HPで策定状況の周知	
	中旬						中間報告			
	下旬									
10月	上旬					説明	検討	検討	広報・HPで策定状況の周知	
	中旬					(各課での検討)				
	下旬				検討					
11月	上旬								広報・HPで策定状況の周知	実施
	中旬								地域説明会(連合町内会・別海・西春別・尾岱沼)	
	下旬								(素案の検討とパブリックコメント結果を踏まえ原案の作成)	結果公表
12月	上旬	原案の検討	検討	検討					広報・HPで策定状況の周知	
	中旬				検討	協議				
	下旬				提言					
1月	上旬					説明	検討	検討	広報・HPで策定状況の周知	
	中旬					(各課での検討)		(議会に関する内容について検討)		
	下旬									
2月	上旬	条例(案)決定				議案決定			広報・HPで策定状況の周知	
	中旬						全員協議会へ概要説明			
	下旬									
3月	上旬							議会へ提案	広報・HPで策定状況の周知	
	中旬							議決予定		
	下旬									
4月	上旬								広報・HPで策定状況の周知	
	中旬									
	下旬									

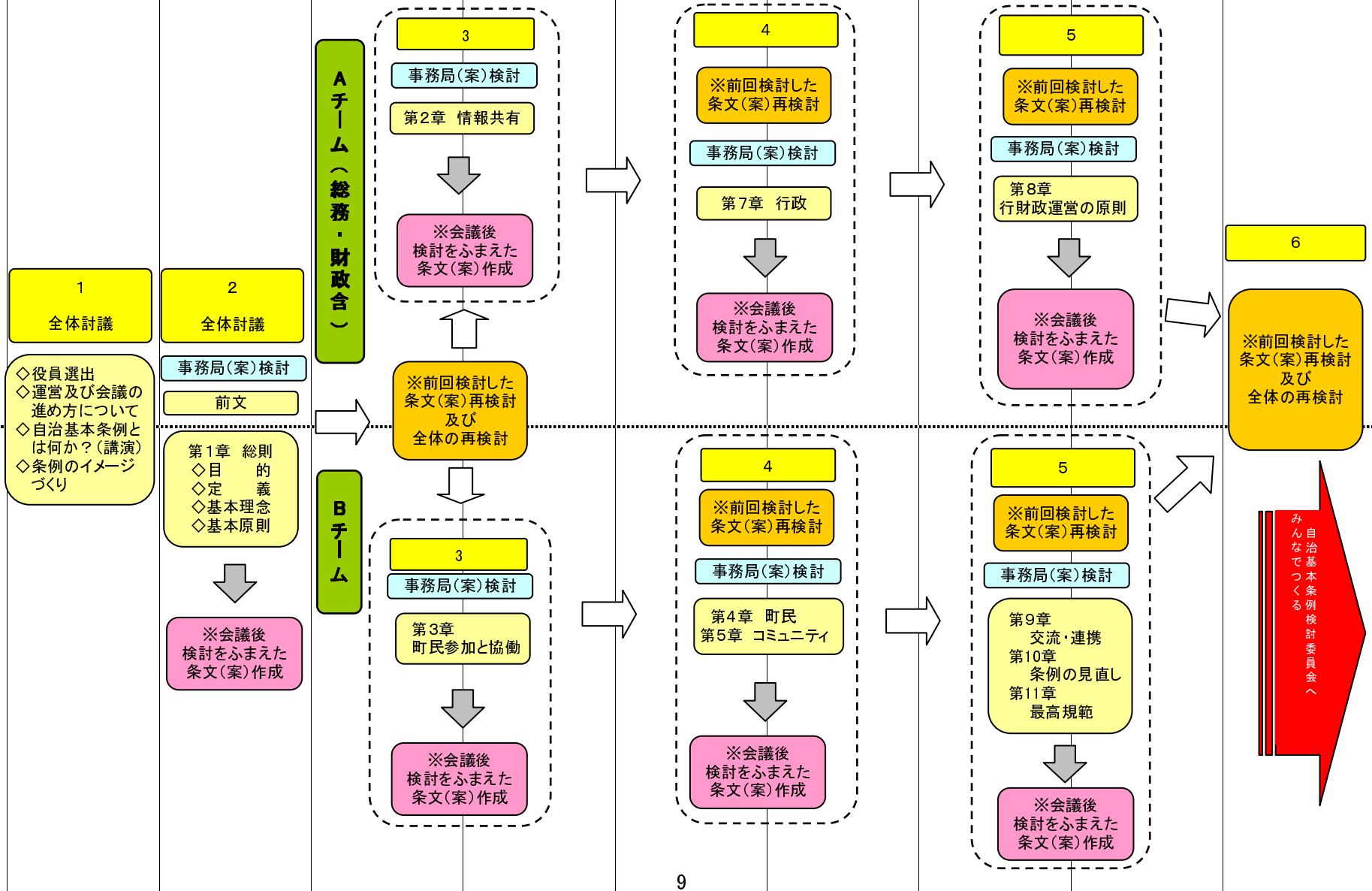
別海町自治基本条例制定スケジュール（案）

8月

8月6日(金) 8月11日(水) 8月12日(木) 8月13日(金) 8月18日(水) 8月19日(木) 8月23日(月) 8月24日(火) 8月25日(水)

別海町自治基本条例たたき台(素案)作成スケジュール

別海町自治基本条例職員研究プロジェクトチーム



(2) 会議時間について

会議開催時間：15時から17時、2時間
～みなさんの意見をお願いします～

(3) チーム分けについて

全体討議

前文、
第1章 総則・・・目的、定義、基本理念、基本原則

Aチーム（総務・財政含）8名

第2章 情報共有
第7章 行政
第8章 行財政運営の原則

Bチーム 8名

第3章 町民参加と協働 第4章 町民
第5章 コミュニティ 第9章 交流・連携
第10章 条例の見直し 第11章 最高規範

(4) 役員の選出について

別海町自治基本条例職員研究プロジェクトチーム設置要綱第3条の規定により、委員長（1名）、副委員長（2名）を選出願います。

委員長（1名）

副委員長（2名）